

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】

大内 勇也

【所属】(助成決定時)

東京大学大学院総合文化研究科

【研究題目】

「欧州人権条約の形成過程における司法コミュニティの政治的機能」

【研究の目的】(400字程度)

本研究は、欧州人権条約の形成過程における、法律家集団(司法コミュニティ)の政治的機能とその影響力を考察するものである。

国家が自らの主権を制約してまで人権条約を形成することは、人権侵害が国内問題だと見なされてきたため、興味深い問題と考えられてきた。この問題は特に、個人通報制度と人権裁判所という履行メカニズムを備えた欧州人権条約において顕著である。その一方で、欧州人権条約形成過程においては、先行研究が重視してきた、人権規範に基づく NGO の政治的圧力は見られないのである。

そこで本研究は、条約起草に関与する法律家たちの影響力に着目し、新たに分析対象とする。法律家たちは条約起草に不可欠な法的専門性を備え、実効的な人権条約を作るという独自の政策目標を持って条約起草に関与するからである。本研究は、司法コミュニティの影響力を分析する枠組みを提示した上で、欧州人権条約に履行メカニズム規定が盛り込まれた要因として、法律家たちの影響があったことを実証的に示す。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究の内容は、理論枠組みの形成とその実証によって構成される。理論については、司法コミュニティの政府間交渉に対する影響について分析枠組みを形成する。その際、司法コミュニティの影響力の源泉としてその法的専門性に着目する。そのため、政府の政策選好や外交交渉の行方に対する専門家の影響を分析する枠組みとして、「知識共同体」論や交渉研究を参考にする。

実証については一次資料を用い、欧州人権条約の形成過程を二段階に分けて検証する。すなわち、司法コミュニティによる条約草案の起草段階と、政府間交渉の段階である。条約草案の起草段階に関しては、まず、司法コミュニティのメンバーが属していた「欧州運動」という欧州統合組織内部の動きを検証する。そして、法律家たちが条約起草の主導権を握る過程を明らかにする。また、欧州審議会における草案の起草作業が行われた司法行政委員会についても、司法コミュニティがその専門性を用いて議論を主導したことを確認する。

政府間交渉段階については、以下の二点を検証する。第一に、司法コミュニティが如何にして協調的な政府との政治的パイプを形成し、それを通して政府間交渉に介入したのかという点である。その際、各国政府の首脳も属していた「欧州運動」を基盤とした、人的ネットワークの特定を目指す。第二に、政府間交渉段階における司法コミュニティの実際の影響力の程度である。協調的な政府は政府間交渉の経過を逐一法律家たちに報告し勧告を求めており、この段階においても司法コミュニティは影響力を持っていたのである。

実証作業のための史料としては、欧州審議会が編集した公刊史料である *Collected Edition of the "Travaux Préparatoires"* に加えて、更に現地調査で収集した史料も用いる。「欧州運動」についてはイタリア、フィレンツェにある欧州大学院(European University Institute)の Archives Historiques de l'Union Européenne の「欧州運動」関連史料を調査した。欧州審議会での条約起草作業過程については、フランス、ストラスブールにある欧州審議会の史料室における史料収集を行った。

【結論・考察】(400字程度)

司法コミュニティは、①人権問題の法的な枠組み付け、②条約草案起草による交渉枠組みの固定化、そし

て③政府間交渉に対する介入という、三つの機能を果たすことで条約形成に影響を与える。また、法的専門性に基づく影響力の行使という特性から、政府間交渉の枠組みを作り上げる条約草案の起草段階において特に影響力を持ち、その後、政治的争点が具体化している政府間交渉段階に入るとその影響力は制約される。

欧州人権条約形成過程においては、実際に司法コミュニティが条約草案の起草段階において特に影響力を持ったことが示された。「欧州運動」の法律家たちは政府側に先行して履行メカニズムの規定を盛り込んだ条約草案を起草し、それが政府間交渉の枠組みとなったことで、当初、具体的な対抗案を持たなかった政府側の議論の行方に影響を及ぼしたのである。しかし、政府間交渉段階における司法コミュニティの直接的な介入は、条約に反対する政府の思惑や制度的制約により制限されることも示された。